

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年8月5日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

医療費10割返還について、事前に説明が全くなかったため、返還することに疑問を感じる。

生活保護を受けながら身体の不調をきたし、治療することは必要不可欠であり、医療券を使うことを知り医療費がかからないと説明を受けたのに、後になって10割返還というのは納得できない。

離婚が成立し、財産分与が行われ実際に入金された令和4年7月19日からではなく、離婚成立日である令和〇〇年〇〇月〇〇日から請求されるという説明がなかった。

医療費の返還においても、離婚による財産分与における収入の増加を理由に返還金が生じるという説明は一切なかった。生活保護のしおりには医療費の返還についての記載は書かれているが、10割返還とは書かれていない。

また、今後の生活費及び大学進学費用（長女と次女二人分）もかかるため、500万はかかると考えられるし、長女の大学奨学金の返還に200万円使用した。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求については理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年6月23日	諮問
令和5年8月22日	審議（第81回第3部会）
令和5年10月12日	審議（第82回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準である「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚

生省告示第158号)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、上記保護の基準に従って、保護費の具体的基準が定められている。

したがって、収入(就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入)がある場合には、その収入額は、当該被保護者の収入として認定されることになり、当該被保護者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

## (2) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

そして、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」

(東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁)と解されている。

イ また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。)1・(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象にすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を控除

して差し支えないとしている（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）。

(3) 収入申告義務

ア 法 6 1 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定している。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 ・ 3 ・ (2) ・ エ ・ (イ)によれば、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8, 0 0 0 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

ウ 生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにする「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 1 3 - 6（答）(6)によれば、被保護者が離婚訴訟等に伴い慰謝料等を受領した場合の法 6 3 条にいう資力の発生時点について、離婚に伴う慰謝料の支払があった場合、審判等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要があるとされている。また、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集 2 0 1 7」（以下「運用事例集」という。）問 1 1 - 1 ・ 答 3 ・ (6) ・ ①によれば、慰謝料については、審判等により慰謝料等が確定した日を資力の発生時点とするとされている。

(4) 民法上の規定

民法 7 6 8 条 1 項の規定によれば、協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる

されている。

- (5) なお、次官通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。また、取扱通知は地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であり、問答集及び運用事例集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものである。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 法 63 条の規定の適用について

令和〇〇年〇〇月〇〇日、請求人と前夫との離婚が成立し、令和 4 年 7 月 19 日、請求人は、離婚に伴う財産分与として、本件収入を得たことが認められる。

民法の規定により協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」とされているところ（上記 1・(4)）、法 63 条の規定の適用に当たっては、審判等により慰謝料等が確定した日を資力の発生時点とするとされていることからすれば、財産分与に係る請求権は、審判によって、請求人の離婚が成立し、財産分与が確定した日をもって、客観的に確実性を有するに至ったものと解されるから、離婚が確定した日に、法 63 条の規定にいう「資力」が生じたと解すべきである。

そのため、処分庁は、請求人の離婚が成立した日以降の期間に請求人に対して実施した保護については、法 63 条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるのにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する事実があるものとして、本件処分により、この間に支給された保護に要した費用の範囲で請求人が返還すべき金額を決定したものである、と認められる。

法 63 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場

合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの（上記1・(2)・ア）であることに照らせば、処分庁が上記のような経緯により法63条の規定を適用して本件処分を行ったことには、違法又は不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

上記(1)のとおり、法63条にいう「資力」の発生時点は、請求人の離婚が成立した令和〇〇年〇〇月〇〇日であり、資力の額は収入額7,413,000円から次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)にある8,000円を控除した7,405,000円であることが認められる。

一方、当該資力の発生以後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって処分庁において支弁した月ごとの費用は、別紙返還決定額算定表の「支給済保護費」に記載された金額のとおりであり、返還対象期間である令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和4年7月19日までの合計額は1,753,576円であるから、請求人が同期間における支給済保護費の額を上回る額の資力を有していたことは明らかである。

そして、法63条に基づく費用返還については、全額を返還対象とすることとされ（上記1・(2)・イ）、当該支給済保護費の全額1,753,576円及び未納となっている返還金641,457円を全て返還したとしても、請求人は相当額の資力を有し、請求人世帯の自立を著しく阻害するものとはいえないから、当該支給済保護費の全額を返還させることとした本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の規定に則ってなされたものであり、違算等も認められないことから、これを違法又は不当ということとはできない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法又は不当を主

張し、本件処分の取消しを求めているため、以下検討する。

- (1) 請求人は、離婚成立日の令和〇〇年〇〇月〇〇日が資力発生日であるとの処分庁による事前説明がなかったこと、財産分与が行われ、実際に入金があった日である令和4年7月19日が資力発生日であることを主張する。

しかしながら、請求人の離婚が成立した日が資力発生日であることは、上記2・(1)のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

- (2) 請求人は、医療扶助として支給された保護費について全額返還させることを不服としている。しかし、上記2のとおり、法63条は、保護の補足性の原則（法4条1項）を踏まえて本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としていること、請求人に発生した資力からすれば、保護費全額を返還対象とすることにより請求人の自立を著しく阻害するものとは認められないこと、医療扶助として支給済みの保護費について返還額を減額すべき特段の定めもないことから、請求人の主張は採用することができない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙（略）